南陽市長 白岩孝夫 殿南陽市議会議長遠藤祭吉 殿

南陽市監査委員 青 木 勲 南陽市監査委員 板 垣 致江子

定例監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、みらい戦略課の定例監査を実施したので、同 条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

定例監査結果報告書

1 監査の対象

みらい戦略課の令和5年4月1日から令和6年3月末までの財務事務及び関連事務事業の執行状況

- 2 監査の期日 令和6年8月26日
- 3 準拠基準 南陽市監査基準
- 4 監査の着眼点

監査の対象の事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げる ようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

5 監査の方法

資料及び関係諸帳簿の提出を求めるとともに、必要に応じ関係職員から説明を聴取して監査を行った。

6 監査の結果

提出された書類等に基づき監査した結果、指摘する事項は無かった。